

日新火災 Mono保険

財産補償保険

2023年10月改定

様々なリスクから**大切な財産**をお守りします。



1 さまざまなリスクを幅広く補償!

2 保管中はもちろん、使用中・輸送中も補償!

3 新価額を基準※に実際の損害額を全額補償!

補償対象

▶ 以下のような動産を保険の対象とすることができます。

営業用什器・備品等、商品・製品等、測量機器、建設機械、医療機器、美術品、音響機器、楽器、カメラ、絵画 等

※商品・製品等、貴金属、宝石および美術品等の場合、または時価補償特約が付帯された場合は時価額が基準となります。

1 補償内容

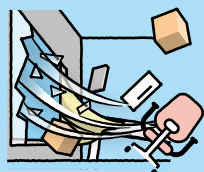
■ 不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害を補償します^(注1)。

補償の対象となる事故等^(注2)

① 火災、落雷、
破裂・爆発



② 風災・雹災・雪災



③ 盗 難



④ 水ぬれ



⑤ 他物の衝突



⑥ 騒擾・労働争議等



⑦ 破損・汚損等



⑧ 費用保険金等

ア.臨時費用保険金
イ.残存物取片づけ費用
保険金
ウ.修理付帯費用保険金
エ.安定化処置費用保険金^(注3)
オ.損害防止費用
カ.権利保全費用

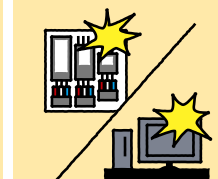


オプション

水 災



電氣的・機械的
事故



(注1) 保険金をお支払いできない場合として定められている場合を除きます。

(注2) ①、②、③および⑧ア～ウはご希望により補償対象外とすることができます(輸送中のみ危険補償特約付帯時は①、②、③を補償対象外とすることはできません。)

(注3) ⑧エは被保険者が事業者(個人事業主を含みます。)の場合のみ補償します。

2 ご契約の種類と補償範囲

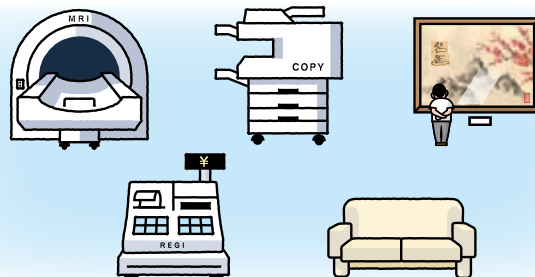
■ ご契約の種類は **特定動産** **商品包括** **貨紙幣類・有価証券** があります。

■ 補償範囲は **国内一円補償** **保管中のみ補償** **輸送中のみ補償** より選択できます(注)。

特定動産

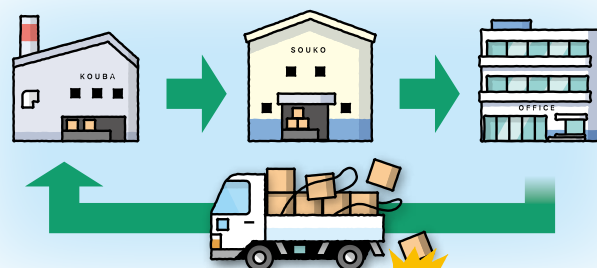
- 個々の動産を特定して保険の対象とし、これらに生じた事故による損害を補償します。
- 保管中、使用中、輸送中の事故を包括的に補償します。
国内一円補償
- 保管場所内で生じた事故による損害のみをお引き受けすることもできます。**保管中のみ補償**

※保険の対象を「設備・什器一式」などのように、個々に特定せずにお引き受けすることはできません。



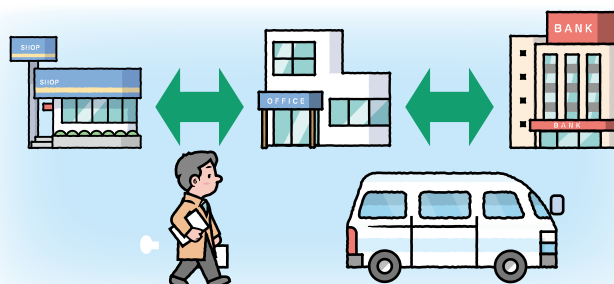
商品包括

- メーカーや小売業者・卸売業者等の商品・製品等を包括して保険の対象とし、これらに生じた事故による損害を補償します。
- 流通過程における加工中、輸送中、保管中の事故を包括的に補償します。**国内一円補償**
- 保管場所内で生じた事故による損害のみ、または、輸送中に生じた事故による損害のみをお引き受けすることもできます。**保管中のみ補償** **輸送中のみ補償**



貨紙幣類・有価証券

- 貨紙幣や有価証券等を保険の対象とし、これらに生じた事故による損害を補償します。
- 集金中、保管中、輸送中の事故を包括的に補償します。
国内一円補償
- 保管場所内で生じた事故による損害のみ、または、輸送中に生じた事故による損害のみをお引き受けすることもできます。**保管中のみ補償** **輸送中のみ補償**



(注) 特定動産は「国内一円補償」または「保管中のみ補償」のいずれかより選択いただけます。「輸送中のみ補償」は選択できません。

その他のプランのご案内

テナントプラン

テナント物件にご入居の事業者の皆さま向け

テナント入居者の「設備・什器等」や「商品・製品等」の損害のほか、事故による店舗の休業損失、オーナーや来客者への賠償責任等を補償します。

※詳細は「テナントプラン」のチラシをご参照ください。

建設機械専用プラン

建設業を営む事業者の皆さま向け

ブームや、ブームに機能上必要または一体をなしている部分品、およびそれらに定着または装備されている物に単独で生じた損害も補償します。

※詳細は「建設機械専用プラン」のチラシをご参照ください。

3 お支払いする保険金

新価額を基準に実際に生じた損害額を補償します。 **新価実損払**

※商品・製品等、貴金属、宝石および美術品等の場合、または時価補償特約が付帯された場合は時価額が基準となります。

損害保険金



保険の対象に生じた損害に対して、次の算式によって算出した額を損害保険金としてお支払いします(実損払)。

$$\text{損害保険金} = \text{損害の額} - \text{自己負担額(免責金額)}$$

※損害保険金は、保険金額を限度としてお支払いします。ただし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を限度とします。
※ご契約の種類が商品包括の場合は、保険金額の3倍または100億円のいずれか低い額を限度として、実際の損害額をお支払いします。

損害の額の基準

保険金をお支払いする損害の額の基準は、**新価額**です。
(商品・製品等、貴金属、宝石および美術品等については時価額です。)

時価補償特約

時価補償特約をセットすることにより、損害の額の基準を新価額から時価額に変更することができます。商品・製品等、貴金属、宝石および美術品等については常に時価額となります。

自己負担額(免責金額)

次の金額より設定いただけます。

自己負担額 (免責金額)	0円	5千円	1万円	3万円	5万円	10万円	20万円	50万円	100万円
-----------------	----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	-------

臨時費用 保険金



損害保険金が支払われる場合に、保険の対象が損害を受けたために臨時に生ずる費用に対して、臨時費用保険金をお支払いします^(注1)。ただし、1回の事故につき500万円が限度となります^(注2)。

$$\text{臨時費用保険金の額} = \text{損害保険金} \times 30\%$$

残存物 取片づけ費用 保険金



損害保険金が支払われる場合に、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用に対して、残存物取片づけ費用保険金をお支払いします^(注1)。ただし、1回の事故につき、「損害保険金×10%」が限度となります^(注2)。

修理付帯費用 保険金



損害保険金が支払われる場合に、損害を受けた保険の対象の復旧にあたり発生した原因調査費用、仮修理費用等の費用のうち、必要かつ有益な費用に対して、修理付帯費用保険金をお支払いします^(注1)。ただし、1回の事故につき、「保険金額(保険価額を超える場合は保険価額)×30%」または5,000万円のいずれか低い額が限度となります^(注2)。

安定化処置 費用保険金



保険金を支払うべき事故が発生した場合に、弊社提携の災害復旧専門会社が損害の発生または拡大を防止するために行う「早期災害復旧支援サービス」の費用に対して、安定化処置費用保険金をお支払いします。ただし、1回の事故につき、5,000万円が限度となります。

※被保険者が事業者(個人事業主を含みます。)の場合に限ります。

損害防止 費用



保険金を支払うべき事故による損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用に対して、保険金をお支払いします^(注2)。

権利保全 費用



弊社が保険金をお支払いするのと引換えに取得する「第三者から損害賠償等を受けられる権利」の保全もしくは行使、または証拠および書類の入手のために必要な費用をお支払いします^(注2)。

(注1) ご契約の種類が貨紙幣類・有価証券の場合は、保険の対象が盗取されたことにより生じた損害についてはお支払いしません。

(注2) 他の保険金との合計額が保険金額を超過する場合でもお支払いします。

早期災害復旧支援サービス



弊社が提携する災害復旧専門会社による「早期災害復旧支援サービス」とは？

災害復旧専門会社により、火災等で罹災した機械設備等の煙・スス等による汚染の調査、汚染除去を行い、従来は新品交換する以外に方法がなかった機械設備等を罹災前の機能・状態に修復し、事業の早期復旧を支援します。

【災害復旧専門会社のサービスと安定化処置費用補償特約に関して】

被保険者が事業者（個人事業主を含みます。）のご契約に安定化処置費用補償特約が自動セットされます。事故が発生した場合は、取扱代理店または弊社までご連絡いただくとともに、災害復旧専門会社の安定化処置をご要望のときはその旨も併せてご連絡ください。なお、この特約をセットすることによる保険料の割増はありません。

※詳細は「早期災害復旧支援サービス」のチラシをご参照ください。

次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害については、保険金をお支払いできません。

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 保険の対象の欠陥。ただし、次のいずれかに該当する者が相当の注意をもってしても発見し得なかった場合を除きます。
 - ア. 保険契約者または被保険者
 - イ. ア.に代わって保険の対象を管理する者
 - ウ. ア.またはイ.の使用人
- 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化、スケールの進行または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ねずみ食い、虫食い等
- 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸込みまたは漏入によって生じた損害
- 万引き等（万引きその他収容場所に不法に侵入することなく行われた盗難をいいます。）によって保険の対象である商品・製品等に生じた損害。ただし、万引き等を行った者が暴行または脅迫した場合を除きます。
- 保険の対象のうち、電球、ネオンサイン装置、ブラウン管等の管球類（これらのフィラメント部分のみの場合を含みます。）、電光掲示板、液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ、有機ELディスプレイ等のバックライト部分、蛍光体部分その他これらに類する画像表示装置のみに生じた損害
- 保険の対象のうち、楽器について生じた次のいずれかの損害
 - ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害
 - イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害
 - ウ. 音色または音質の変化の損害
- 電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみに生じた損害

等

※上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。保険金をお支払いできない場合の詳細は普通保険約款・特約等をご参照ください。

ご注意 次に該当するものはお引受けできません。

- 自動車（自動車登録番号のない構内専用車等を除きます。）
- 電車、船舶、航空機
- 海外所在物件
- 動物・植物
- 海洋構築物 等

保険期間

保険期間は、1年間となります。1年未満の短期契約も可能です。

※ご契約の種類が商品包括の場合、保険期間は1年間のみとなります。

保険料のお支払方法

以下のお支払方法をご用意しています（ご契約内容によって、ご利用いただけないお支払方法があります。）。

▶口座振替

お客さまご指定の口座からの引落とし

一時払

分割払^(注)

▶コンビニ払^(後払方式)

コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行、郵便局で、「払込票」によるお支払い

一時払

▶クレジットカード払

二次元コードを読み取り、携帯端末でお手続き

一時払

分割払^(注)

▶請求書払

「請求書」による弊社指定口座へのお振込み

一時払

※保険料が30万円以下の場合にご利用いただけます。

(注)分割払は12回払のみとなります。また、分割払による保険料の割増はありません。

上記のお支払方法以外に ▶現金 によるお支払いも可能です。

保険約款はインターネットで

▶保険約款はインターネットでご提供します。

詳しくは弊社ホームページ <https://www.nisshinfire.co.jp/>

※インターネット環境がないお客さまのために、紙約款もご用意しています。紙約款を希望される場合は、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

※インターネット約款、紙約款の別を問わず、保険証券は紙の証券をお届けします。

ご契約内容に変更が生じた場合

▶ご契約内容の変更・解約については取扱代理店または日新火災までご連絡ください。

なお、夜間・休日等でご連絡がつかないときは、日新火災テレホンサービスセンターにご連絡ください。

日新火災テレホンサービスセンター

フリーダイヤル **0120-718-268**

【受付時間：9:00～18:00（平日）、9:00～17:00（土日祝）】

携帯電話からもご利用可能！

事故が発生した場合

▶日新火災事故受付センターにて、お客さまから事故受付および事故相談などを24時間・365日体制で行っています。また、全国の拠点に駐在する弊社の専門スタッフが、迅速かつ丁寧に対応します。

日新火災事故受付センター
24時間・365日受付

フリーダイヤル **0120-232-233**

携帯電話からもご利用可能！

用語の解説

契約者：ご契約の当事者で保険契約上のさまざまな権利・義務を持たれる方

被保険者：保険契約の補償を受けられる方

保険期間：保険のご契約期間

保険金：普通保険約款および特約により補償される事故が発生した場合に、弊社が保険契約に基づいてお支払いすべき金銭

保険料：保険契約に基づいて、ご契約者が弊社に払い込むべき金銭

自己負担額（免責金額）：ご契約いただいた保険・特約（オプション）で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、1回の事故につき、ご契約者にご負担いただく金額

新価額：保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額

時価額：損害が生じた地および時における保険の対象の価額

保険価額：保険の対象が商品・製品等以外の場合は新価額（時価補償特約をセットした場合は時価額）をいい、保険の対象が商品・製品等もしくは貴金属、宝石および美術品等の場合は時価額をいいます。

商品・製品等：商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。

告知義務と通知義務等について

ご契約締結時における注意事項(告知義務)

ご契約者または被保険者には、告知事項(申込書等に★印または☆印で示した事項)について、弊社にお申出いただく義務(告知義務)があります。申込書等に記載されたこれらの事項の内容が事実と異なっている場合には、契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

主な告知事項

- ①保険の対象(名称、型式、用途、仕様、製造番号等)
- ②保険の対象が重複する他の保険契約または共済契約の有無 等

ご契約締結後における注意事項(通知義務等)

ご契約者または被保険者には、ご契約締結後、次の事項に変更が生じた場合について遅滞なく弊社にお申出いただく義務(通知義務)がございます。変更のご通知をいただきませんと、契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、保険証券等に記載の住所または通知先に変更がある場合に、通知いただけなかったときは、重要なお知らせやご案内ができないことがありますので、これらの変更につきましても必ず弊社へご連絡ください。

主な通知事項

- 保険の対象の用途または仕様の変更 等

事故が発生した場合のお手続きおよび保険金のお支払時期について

事故の通知について

この保険で補償される事故が生じた場合は、次の事項を遅滞なく取扱代理店または弊社へご連絡ください。

- ①事故の状況 ②事故発生日時、事故場所 等
- ▶日新火災事故受付センター フリーダイヤル 0120-232-233(24時間・365日受付)

保険金の請求に必要な書類等について

保険金のご請求にあたっては、事故の種類や内容に応じ、次の書類等のうち弊社が求めるものをご提出ください。なお、下記は例示であり、事故の種類・内容に応じて、下記以外の書類等の提出を依頼することがあります。事故のご連絡をいただいた後、弊社より改めて提出が必要な書類等のご案内をいたします。

- ①保険金請求書
- ②保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
- ③被害が生じた物の価額を確認できる書類(領収証等)、被害が生じた物の写真等および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類 等

保険金をお支払いする時期について

保険金請求権が発生したとき以降で、弊社が保険金のお支払いに必要な書類の取付を完了した日から、原則として30日以内に保険金をお支払いします。なお、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご連絡のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただくことがあります。

- ①警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査の結果を得る必要がある場合
- ②専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合 等

※このパンフレットはMono保険(財産補償保険)のごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会ください。また、特にご注意いただきたい事項を、契約申込書および重要事項説明書に記載しておりますので、ご契約前に必ずご確認ください。

※取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

※保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社にご照会ください(お支払方法によっては、領収証の発行を省略することがあります。)

※複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、「共同保険に関する特約」に基づき幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

※保険金をお支払いできない場合やお支払いする保険金の制限額があります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にご照会いただくかご契約のしおりをご参照ください。

※弊社は、お預かりしたお客さまの個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱い」をご確認ください。



日新火災海上保険株式会社

事故のご連絡

日新火災事故受付センター

 **0120-232-233** 24時間・365日

保険のご相談

日新火災
テレフォンサービスセンター

 **0120-718-268** 9:00～18:00 (平日)
9:00～17:00 (土日祝)

各種お問合せ先



<https://www.nisshinfire.co.jp/contact>

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。